

# 子ども・子育て支援新制度について

平成26年4月

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

## 目次

I. 子ども・子育て支援新制度の概要	…P2
II. 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成	…P20
III. 各種基準等について	…P27
○ 保育の必要性の認定について	…P28
○ 確認制度について	…P34
○ 幼保連携型認定こども園について	…P37
○ 地域型保育事業について	…P44
○ 地域子ども・子育て支援事業について (利用者支援事業、一時預かり事業、放課後児童クラブ)	…P46
○ 公定価格について	…P50
○ 利用者負担について	…P61

# I. 子ども・子育て支援新制度の概要

## 子ども・子育て支援新制度のポイント

- 自公民3党合意を踏まえ、子ども・子育て関連3法が成立(平成24年8月)。幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進。
  - 消費税の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。
  - 新制度は早ければ平成27年4月の本格施行を予定。市町村が、地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、実施。
- ※ なお、消費税8%への引上げによる増収分を活用し、平成26年4月から、新制度への円滑な移行を図るための先行的な取り組みである「保育緊急確保事業」を実施し、子ども・子育て支援の充実を図る。

## ◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

\* 子ども・子育て関連3法とは、①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部改正法③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

## ◆ 主なポイント

### ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設



\* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

### ② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

### ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

4

## ④ 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

## ⑤ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）

## ⑥ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

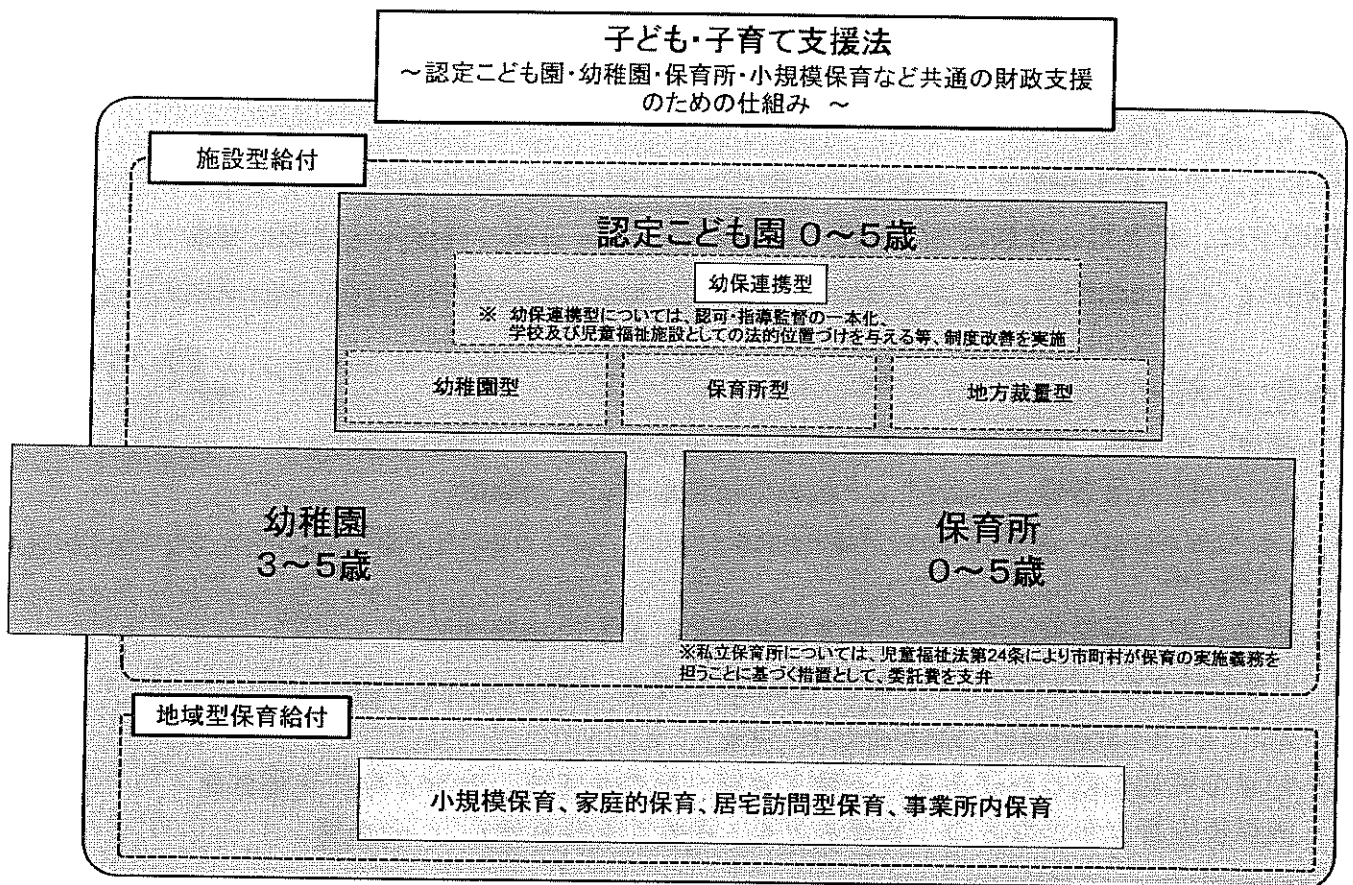
## ⑦ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

## ⑧ 施行時期

- ・ 消費税引き上げ時期を踏まえ、早ければ平成27年度に新制度の施行を予定

5



### 施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

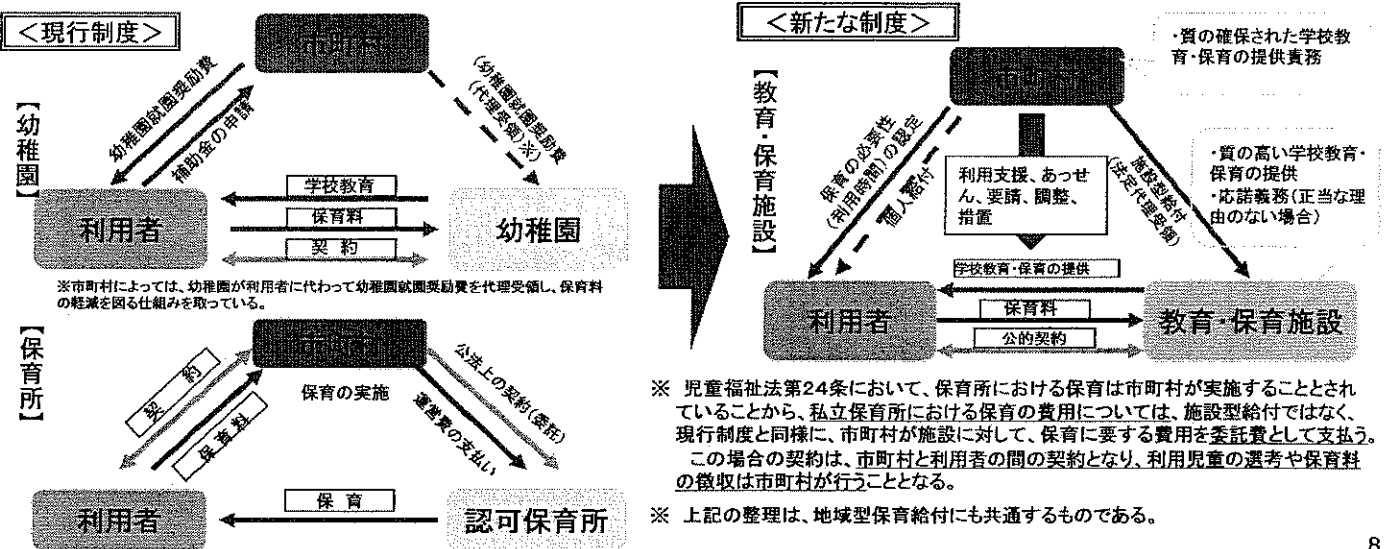
○子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。(施設・事業者が代理受領)

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの(1号認定子ども) (第19条第1項第1号)	教育標準時間 (※)	幼稚園 認定こども園
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(2号認定子ども) (第19条第1項第2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(3号認定子ども) (第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

(※)教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となる。

## 本制度における行政が関与した利用手続

- 市町村が客観的基準に基づき、教育・保育の利用時間を認定する(認定区分、事由(就労、介護等)、保育必要量(保育標準時間・保育短時間))。
  - 【認定区分】
    - 1号認定(支援法第19条第1号該当)…教育標準時間認定・満3歳以上 → 認定こども園、幼稚園
    - 2号認定(支援法第19条第2号該当)…保育認定(標準時間・短時間)・満3歳以上 → 認定こども園、保育所
    - 3号認定(支援法第19条第3号該当)…保育認定(標準時間・短時間)・満3歳未満 → 認定こども園、保育所、地域型保育
- 施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、居住市町村から法定代理受領する仕組みとする(保育料等は施設が利用者から徴収)。私立保育所については右下図※印
- 契約については、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、施設の利用の申込みがあったときは、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。私立保育所については右下図※印
- 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準に基づき、選考を行う。
  - ※ 1号認定子どもについては、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき選考することを基本とする。2号・3号認定子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。



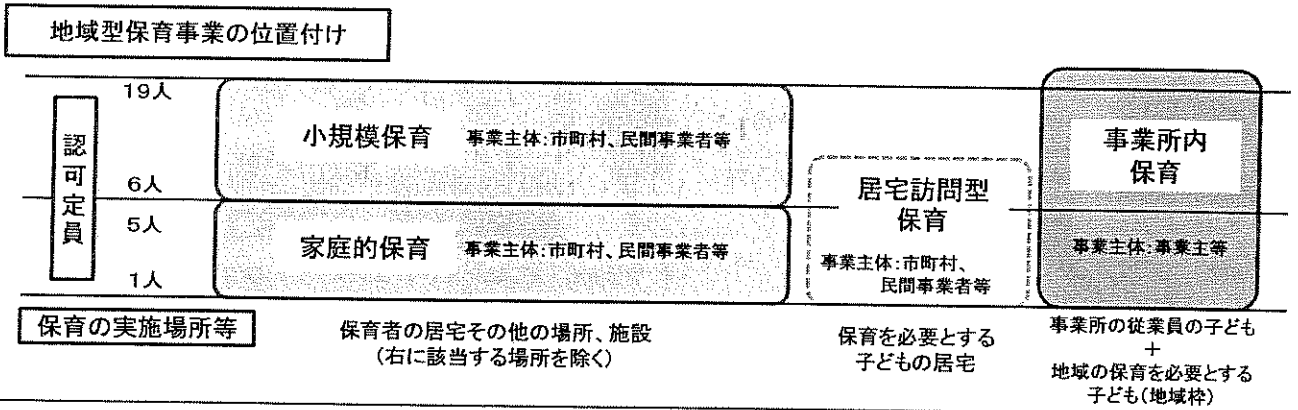
## 子ども・子育て支援新制度における幼稚園の選択肢

	位置付け・役割	施設の認可・指導監督等		財政措置	選考・保育料等の取扱い
		(認可)	(確認)		
新制度	「施設型給付」を受けると認定こども園 (幼保連携型) (幼稚園型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼保連携型 都道府県・指定都市・中核市が、認可・指導監督</li> <li>○ 幼稚園型 都道府県が認可・認定・指導監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼保連携型・幼稚園型共通 「給付の支給対象施設」として、市町村が確認・指導監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「保育の必要性」の認定を受けた利用者 : 「保育時間」に対応する「施設型給付」※<sup>2</sup></li> <li>○ その他の利用者 : 「標準時間」に対応する「施設型給付」※<sup>2</sup></li> <li>○ 私学助成(特別補助等)※<sup>3</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 応諾義務 * 「正当な理由」がある場合を除く</li> <li>○ 利用者負担は応能負担 * 一定の要件の下で上乘せ徴収可</li> </ul>
	「施設型給付」を受けると幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校教育を提供する機関</li> <li>○ 市町村計画で把握された「教育ニーズ」に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県が認可・指導監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「給付の支給対象施設」として、市町村が確認・指導監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「標準時間」に対応する「施設型給付」※<sup>2</sup></li> <li>○ 私学助成(特別補助等)※<sup>3</sup></li> </ul>
現行どおり	「施設型給付」を受けない幼稚園※ <sup>1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校教育を提供する機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県が認可・指導監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 私学助成(一般補助・特別補助)</li> <li>○ 幼稚園就園奨励費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建学の精神に基づく選考</li> <li>○ 利用者負担は設置者が設定</li> </ul>

※<sup>1</sup> 現行の私立幼稚園は、特段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされる。  
 ※<sup>2</sup> 「施設型給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当される。  
 ※<sup>3</sup> 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組等に対する補助を予定。

## 地域型保育事業について

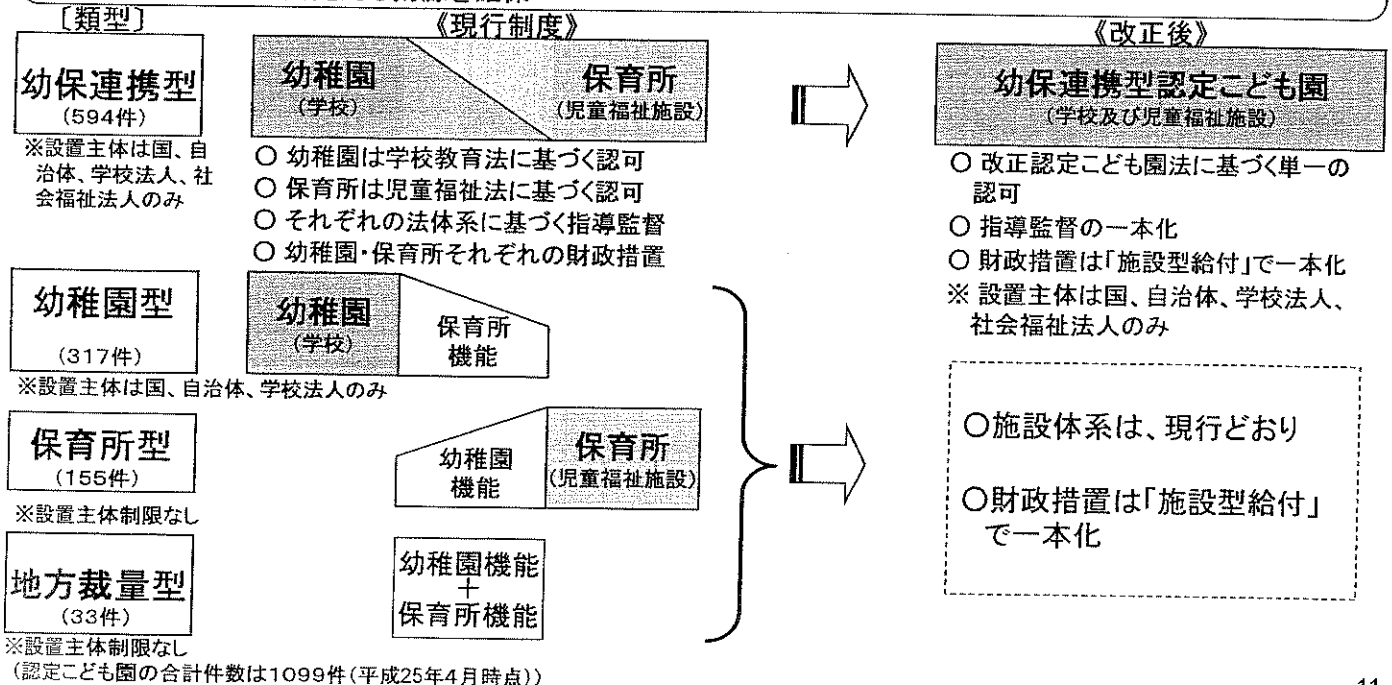
- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。
  - ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
  - ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
  - ◇居宅訪問型保育
  - ◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。



10

## 認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設(新たな「幼保連携型認定こども園」)
  - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
  - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ(株式会社等の参入は不可)
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化  
→ 消費税を含む安定的な財源を確保



11

## 新たな幼保連携型認定こども園の「学校」としての位置付け

### 教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)

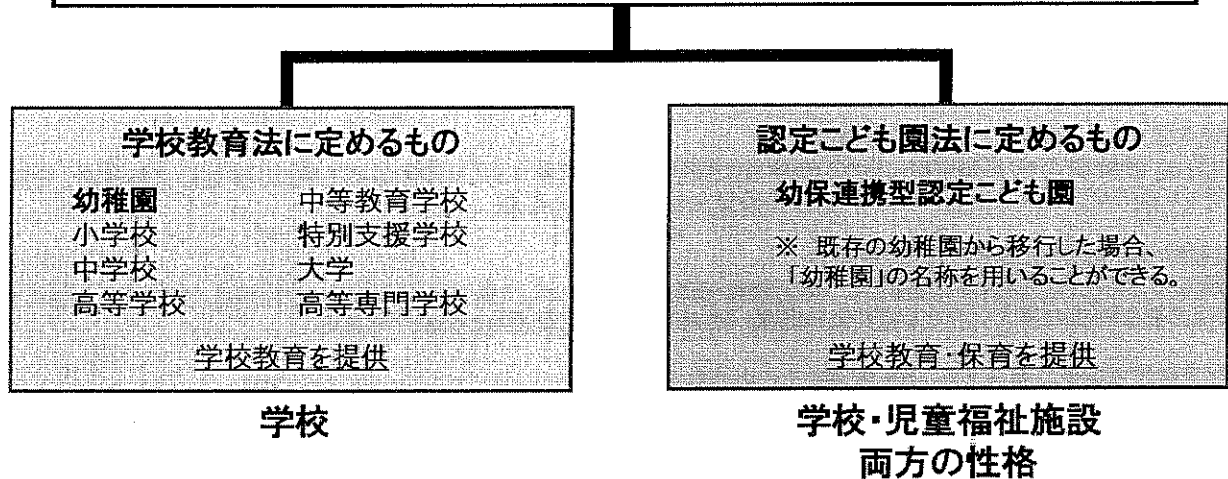
- ①「公の性質」を有し、
- ②教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

◎教育基本法 一抄一

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)



12

## 地域子ども・子育て支援事業の概要について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国又都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。
- ・費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3(妊婦健診については交付税措置)

### ①利用者支援事業【新規】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

### ②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

### ③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

### ④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

### ⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

13

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

⑩病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

14

## 子ども・子育て会議の設置

○**国**において有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置する(平成25年4月)

○**市町村、都道府県**においても地方版子ども・子育て会議を設置するよう努めることとされている

※地方版子ども・子育て会議には、事業計画策定の審議を行うとともに、継続的に点検・評価・見直しを行っていく役割が期待されている。



15



## 子ども・子育て会議 委員及び専門委員

### ○子ども・子育て会議 委員

秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授	佐藤 秀樹	全国保育協議会副会長
荒木 尚子	全国国公立幼稚園長会会長	佐藤 博樹	東京大学大学院情報学環教授
大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院教授	高尾 剛正	一般社団法人日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長	高橋 睦子	日本労働組合総連合会副事務局長
尾崎 正直	高知県知事	月本 喜久	全日本私立幼稚園PTA連合会副会長
尾身 朝子	日本商工会議所若者・女性活躍推進専門委員会委員	古渡 一秀	NPO法人全国認定こども園協会副代表理事
柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授	北條 泰雅	全日本私立幼稚園連合会副会長
橘原 淳信	全国私立保育園連盟副会長	宮下 ちづ子	公益社団法人全国幼児教育研究協会理事長
清原 慶子	三鷹市長	◎無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
駒崎 弘樹	全国小規模保育協議会理事長	吉田 大樹	NPO法人ファザーリング・ジャパン代表理事
小室 淑恵	株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長	吉原 健	社会福祉法人東京聖労院参与
榊原 智子	読売新聞東京本社社会保障部次長	渡邊 廣吉	前港区立赤坂子ども中高生プラザ館長
坂崎 隆浩	日本保育協会理事		聖籠町長

### ○子ども・子育て会議 専門委員

稲尾 誠	一般社団法人全国病児保育協議会会長	坂本 秀美	公益社団法人全国保育サービス協会理事
今村 定臣	公益社団法人日本医師会常任理事	鈴木 道子	NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長
内田 賢司	秦野市教育委員会教育長	溜川 良次	全国認定こども園連絡協議会会長
葛西 圭子	公益社団法人日本助産師会専務理事	山口 洋	一般社団法人日本こども育成協議会副会長

(50音順)

◎子ども・子育て会議会長、基準検討部会部会長

16

## 地方版子ども・子育て会議について

- 子ども・子育て支援法第77条に規定する「審議会その他の合議制の機関」又は同法の規定により意見を聴くべき保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者（「地方版子ども・子育て会議」）に関する規定は、国の子ども・子育て会議の設置に関する規定と同じく、平成25年4月1日に施行。
- 地方版子ども・子育て会議の役割は、次のとおりである。

<地方公共団体向けQ&A(平成25年4月内閣府)>

Q 地方版子ども・子育て会議の役割は何か。

A  
 条例で地方版子ども・子育て会議を設置した場合、自治体が、教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画、都道府県計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聴かなければならないとされている。また、同会議においては、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議することとされている。

地方版子ども・子育て会議は、市町村計画、都道府県計画等へ、地域の子育てに関するニーズを反映していくことを始め、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されている。特に、児童福祉、幼児教育、双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について調査審議していただく必要がある。

市町村計画、都道府県計画を策定する際に審議を行うことは同会議の重要な役割の一つであるが、計画を策定すれば終わりということではなく、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく(PDCAサイクルを回していく)役割が期待されている。

# 地方版子ども・子育て会議の設置状況について

平成25年12月16日

内閣府

平成25年11月1日時点での地方自治体(都道府県、市区町村)における「地方版子ども・子育て会議」(子ども・子育て支援法第77条に基づき条例により設置した「審議会その他の合議制の機関」のほか、規則、要綱、申し合わせ等により設置した子ども・子育て支援についての会議体を含む。)の設置状況を調査したところ、その結果は以下のとおり。

- 設置措置済み自治体は1271団体(71.0%)で、7月1日時点の619団体(34.6%)から大きく増加。
- 設置措置済みと今後対応予定を合わせると、1757団体(98.2%)とほとんどの自治体が設置済みないし設置予定。
- 会議体を置かないとしている自治体(15団体)は、人口規模が2万人未満の小規模な自治体であり、当事者から個別に意見を聴取し計画策定を行うなどとしている。
- 県内市町村すべて設置措置済みの都道府県は、岐阜県、京都府、兵庫県、山口県、徳島県、大分県の6府県。

## 【設置状況について】

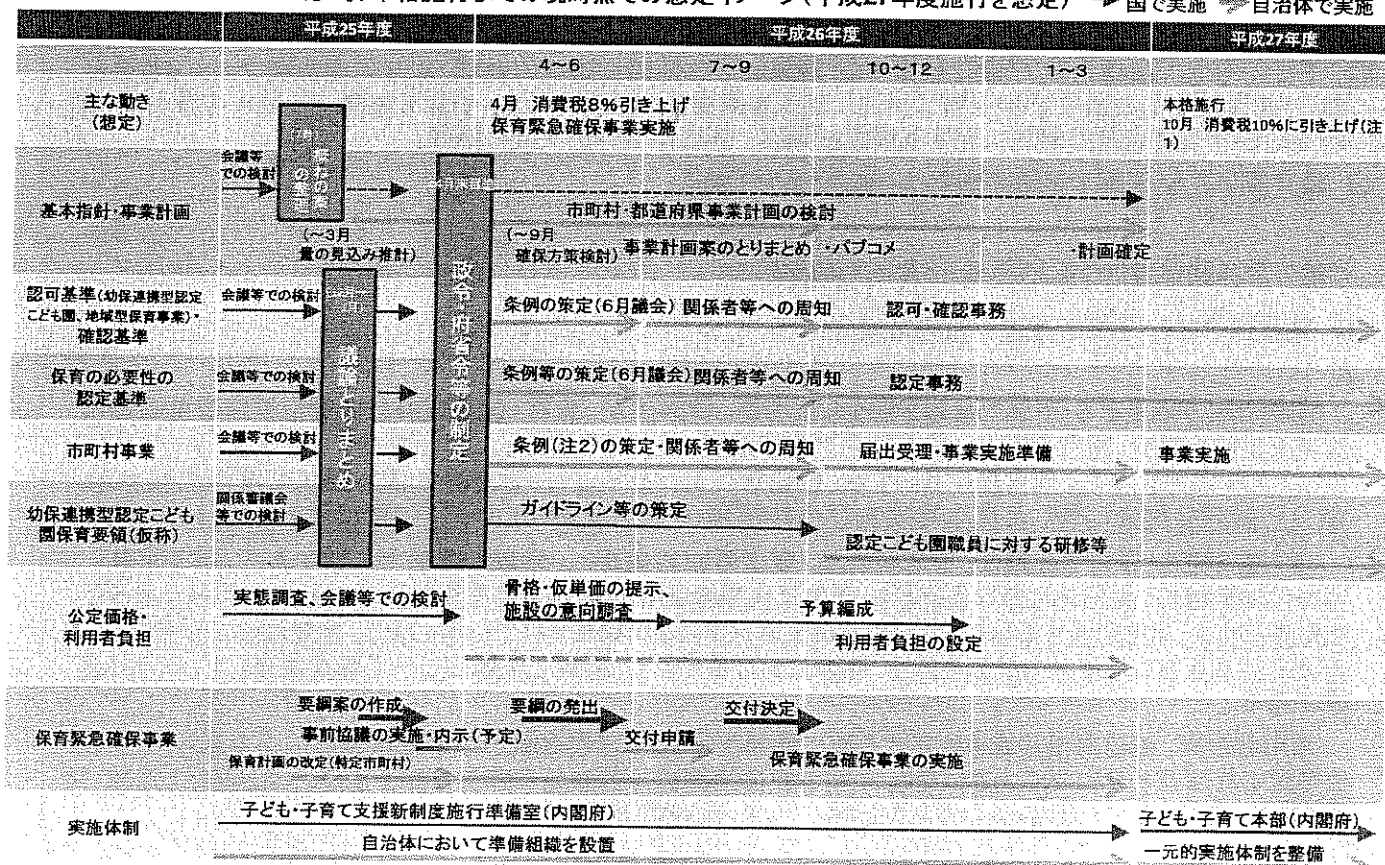
	設置措置済み	今後対応予定	会議体を置かない	方針未定	合計
全体	1271団体(71.0%)	486団体(27.2%)	15団体(0.8%)	17団体(1.0%)	1789団体
7月1日時点	619団体(34.6%)	911団体(50.9%)	11団体(0.6%)	248団体(13.8%)	1789団体
都道府県	40団体	7団体	0団体	0団体	47団体
市区町村	1231団体	479団体	15団体	17団体	1742団体
うち政令市	20団体	0団体	0団体	0団体	20団体
うち中核市	42団体	0団体	0団体	0団体	42団体

## 【設置時期について】 ※今後対応予定の都道府県、市区町村の内数。

平成25年11月～12月...210団体      平成26年1月～3月...166団体  
 平成26年4月以降...68団体              設置時期未定...42団体

18

(参考)本格施行までの現時点での想定イメージ(平成27年度施行を想定) → 国で実施 → 自治体で実施



(注1)消費税率の引き上げは、経済状況を踏まえて判断。  
 (注2)地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。

19

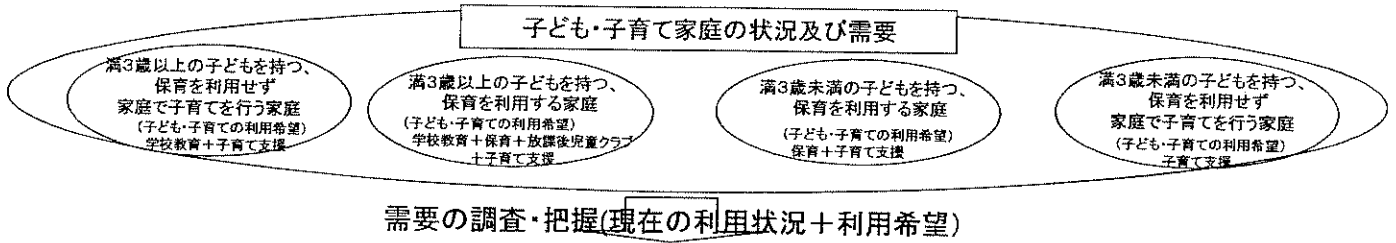
## Ⅱ.市町村子ども・子育て 支援事業計画の作成

### 子ども・子育て支援の意義のポイント(基本指針)

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

## 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



## 市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

### 計画的な整備

## 子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※  
\*私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者  
家庭的保育事業者  
居宅訪問型保育事業者  
事業所内保育事業者 = 地域型保育給付の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

## 地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業  
・一時預かり  
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業  
・病児・病後児保育事業

放課後  
児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの 22

## 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント - 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

### <量の見込み>

・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

### <確保の内容・実施時期>

・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。  
・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

・地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、事業整備が必要。

### ○区域設定

### ○幼児期の学校教育・保育

#### <量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

#### <確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。  
例「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

### ○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

量の見込み

確保の内容、実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携



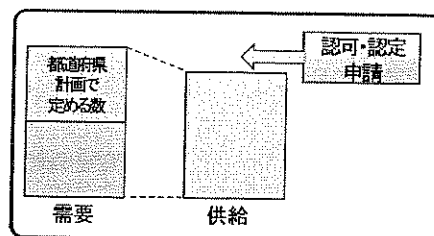
## 自治体計画と認可・認定の関係 ②

### ○ 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

需要 + 「都道府県計画で定める数」 > 供給  
→ 原則認可・認定（適格性・認可基準を満たす申請者）

※ この「都道府県計画で定める数」は、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定。設定に当たっては、地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保。

※ 幼保連携型認定こども園については「指定都市・中核市の計画で定める数」。



### ◎平成25年8月6日付内閣府事務連絡（各都道府県・指定都市・中核市宛）

（別添）四 認可及び認定に係る需給調整 1基本的考え方（第三の二2（二）イ及び四2（二）（2）関係）

#### 2 認定こども園への移行に係る需給調整の特例（第三の四2（二）（2）ウ関係）

○「都道府県計画で定める数」は、認定こども園への移行を促進するため、移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り認可・認定が行われるように設定することが基本であること。

具体的には、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や既存の幼稚園・保育所の認定こども園への移行の希望を把握し、これらの移行に関する意向等を踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論を経る等、透明化を図った上で設定すること。

### ◎平成25年12月18日付内閣府事務連絡（各都道府県・指定都市・中核市宛）

その趣旨は、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるようにするというものです。（中略）

「都道府県計画で定める数」については、供給過剰地域においても認可・認定を可能とすることを前提とするものであることから、当該数は、少なくとも「供給量－需要量」を上回る数を設定していただく必要があるものであり、当該上回る数については、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望などを踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論等を行っていただいた上で、各地域の実情に応じた具体的な数を設定していただくことにご留意ください。

26

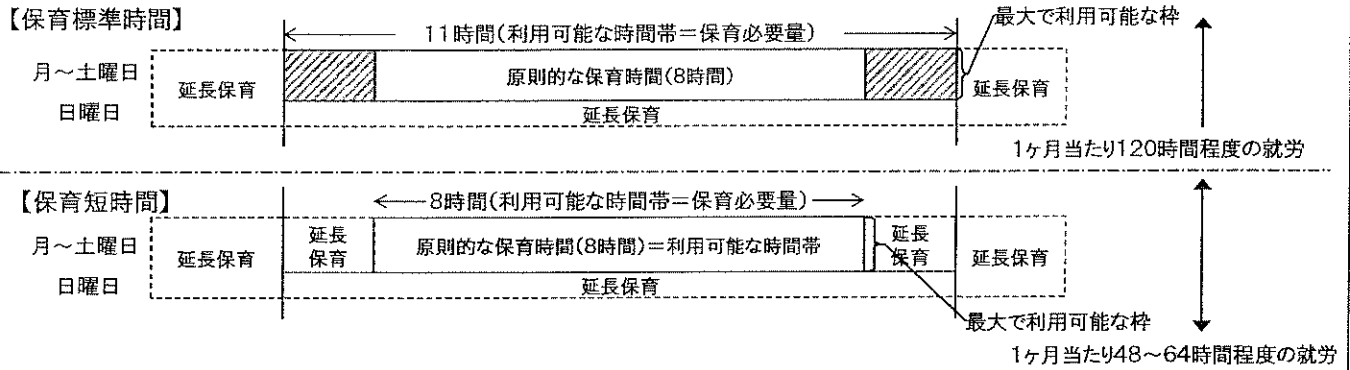
## Ⅲ.各種基準等について

## 保育の必要性の認定について①

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

【保育必要量のイメージ】(一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める



(参考)平成26年1月15日子ども・子育て会議「保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見」

- (前略)新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。
- (前略)保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。
- (前略)柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。

## 保育の必要性の認定について②

### 1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定。

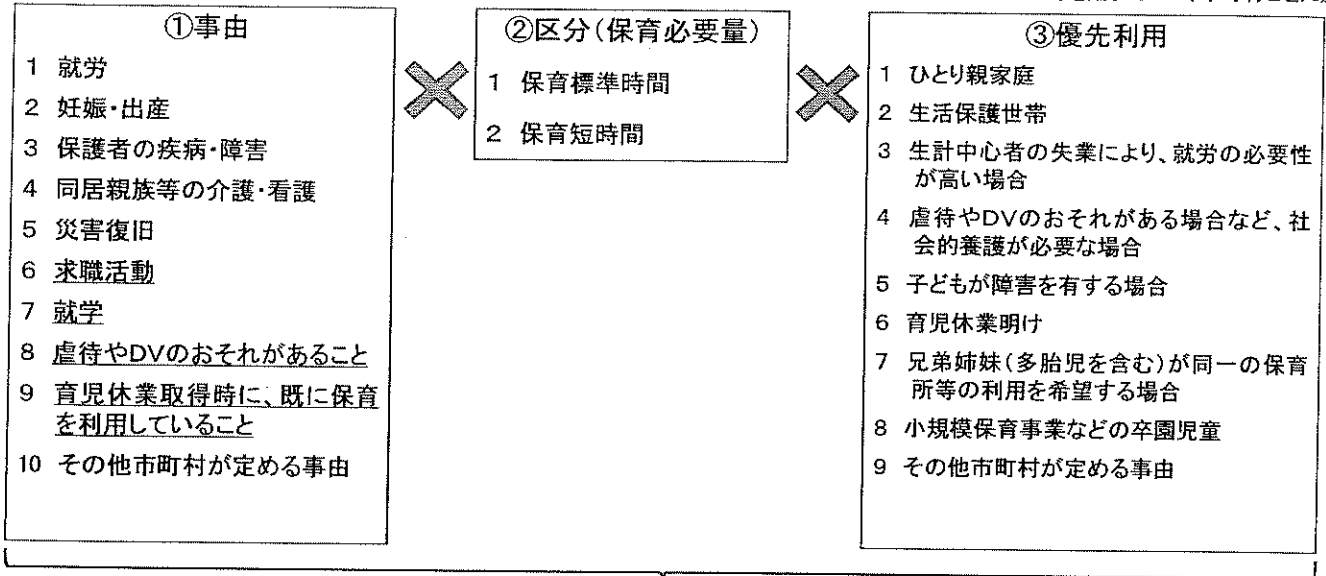
### 2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

現行の「保育に欠ける」事由	新制度における「保育の必要性」の事由
<p>○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</p> <p>①昼間労働することを常態としていること(就労)</p> <p>②妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)</p> <p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)</p> <p>④同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)</p> <p>⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)</p> <p>⑥前各号に類する状態にあること。(その他)</p>	<p>○以下のいずれかの事由に該当すること</p> <p>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</p> <p>①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)</p> <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動・起業準備を含む</p> <p>⑦就学・職業訓練校等における職業訓練を含む</p> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>

## 保育の必要性の認定について③

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用



保育の必要性認定・指数(優先順位)づけ	
<保育標準時間> Aグループ(10点)	○○ ○○ □□ □□ .....
Bグループ(9点)	△△ △△ □□ ○○ .....
※ 保育短時間も同様	計 X人  計 Y人

➡ 利用調整へ

## 共働き等家庭の子どもが幼稚園を利用する場合の支給認定等

	保護者の利用希望等	支給認定の申請	通常の教育時間	預かり保育
新規に支給認定を受ける場合	●幼稚園等※1のみを希望	1号(入園内定施設を通じて申請)	施設型給付(1号)の対象	
	●幼稚園等と保育所等※2の両方を希望(併願) ①利用調整の結果、入所待機となったため、併願し内定していた幼稚園に入園 ②利用調整の結果、入所可能な保育所等を示されたが、併願し内定していた幼稚園が最も希望に合致したため、幼稚園に入園 ●保育所等のみを希望 ③通園可能な域内に保育所等がなかったため、幼稚園の利用を申し込んで入園 ④利用調整の結果、入所待機となったため、幼稚園の利用を申し込んで入園	2号	特例施設型給付(2号)の対象	一時預かり事業
	保育認定を既に受けている場合	既に受けている2号認定をそのまま活用		

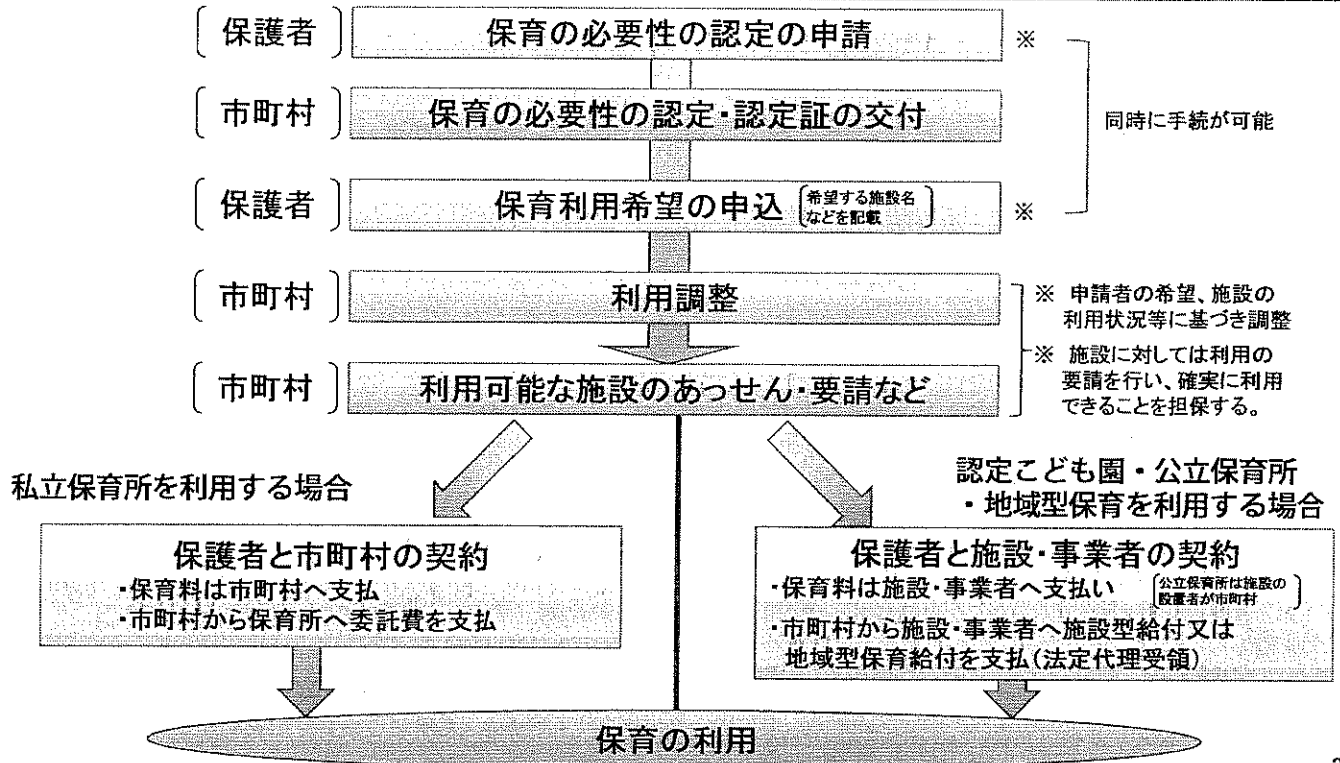
➡ 入園後、一定期間内に保育所等への転園の希望の有無を確認。希望がない場合は1号認定へ変更することが考えられる。

※1 幼稚園等: 幼稚園又は認定こども園(教育標準時間認定(1号認定)の利用定員)  
 ※2 保育所等: 保育所又は認定こども園(満3歳以上・保育認定(2号認定)の利用定員)



## 新制度における保育を必要とする場合の利用手順(イメージ)

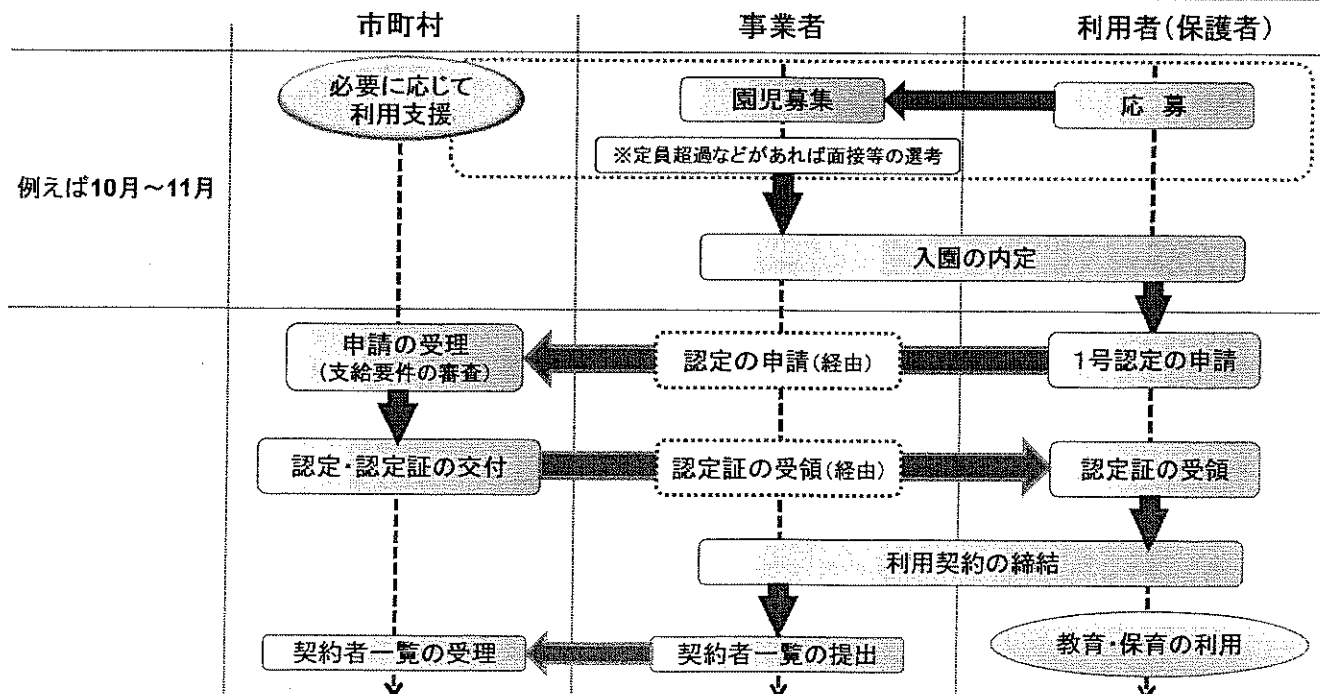
- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。(改正児童福祉法第73条1項)
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



32

## 教育標準時間認定の子どもに係る簡素な利用手続

- 教育標準時間認定(1号認定)については、施設(幼稚園・認定こども園)を利用するに当たって、保護者が市町村に認定申請を行い、支給認定及び支給認定証の交付を受けることが必要となる。
  - \* 保護者の就労状況等の提出・審査は要さない。
  - \* 市町村による利用調整(児童福祉法)の対象ではないが、利用のあつせん(子ども・子育て支援法)の対象。
- 市町村・保護者の事務負担軽減や現行の園児募集との整合性の観点から、幼稚園就園奨励費の事務を参考に、保護者が入園予定の施設を通じて、市町村に認定申請を行い支給認定証の交付を受ける手続を基本とする方向で検討中。



33

## 確認制度について①

### 【確認主体について】

- 給付の実施主体である市町村（基礎自治体）が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- 市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行う。
  - ①教育・保育施設の最低利用定員は、20人以上とする（幼稚園は適用なし）。
  - ②利用定員は、認定区分（1号～3号）ごと、3号認定（保育認定・満3歳未満）は0歳と1・2歳に区分して設定する。
  - ③利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、実情に応じて以下の対応とする。
    - ・恒常的に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員を設定する。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超える柔軟な受入れを可能とする方向（実利用人員に応じた基準を満たすことが前提）。
    - ・恒常的な利用定員の超過については、公定価格の議論と併せて検討（定員弾力化の扱い、給付の減算措置等）。
- 施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があったものとみなす。 ※私学助成を受ける幼稚園を選択する場合、施行前に別段の申出

### 【対象施設・事業について】

#### 〔法人格〕

- 教育・保育施設については、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を求める。  
※施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有さなくても給付の対象とする。
- 地域型保育事業者については、法人でない場合でも、対象とする。

#### 〔運営基準の遵守〕

- 施設の設備、職員配置など、各施設・事業の認可基準を満たしていることを求める。
- さらに、国が定める基準を踏まえ、区分経理など、給付の対象施設・事業として求める運営基準を、市町村が条例で定める。
- 運営基準の遵守のため、市町村が指導監督を行う（立入検査、勧告・措置命令、確認取消し等）。

#### 〔辞退〕

- 対象施設・事業としての地位（確認）を辞退する場合、事前の届出、3ヶ月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整義務を課す。 ※施設・事業自体から撤退は、都道府県知事等の認可等が必要。

34

## 確認制度について②（運営基準）

- 市町村の確認を受ける施設・事業者が遵守すべき運営基準に規定する内容については、例えば以下のような事項が考えられる。基準の規定内容と運用に当たって通知等により明確化する内容等を整理しつつ、対応方針を検討。

分類	主な事項
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容・手続きの説明、同意、契約</li> <li>・応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)</li> <li>・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考</li> <li>・支給認定証の確認、支給認定申請の援助</li> </ul>
教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供</li> <li>・子どもの心身の状況の把握</li> <li>・子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)</li> <li>・連携施設との連携(地域型保育事業のみ)</li> <li>・利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む)</li> <li>・利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)</li> <li>・特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)</li> </ul>
管理・運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示</li> <li>・秘密保持、個人情報保護</li> <li>・非常災害対策、衛生管理</li> <li>・事故防止及び事故発生時の対応</li> <li>・評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)</li> <li>・苦情処理</li> <li>・会計処理(会計処理基準、区分経理、使途制限等)</li> <li>・記録の整備</li> </ul>
撤退時の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認の辞退・定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)</li> </ul>

35

## 確認制度について③（情報公表）

- 施設・事業者の透明性及び教育・保育の質向上を促すための教育・保育に関する情報の報告及び公表の対象となる事項について設定（都道府県が公表）。

分類		主な事項
基本情報	法人	・名称、所在地、代表者の氏名等
	施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の種類（幼稚園、保育所、認定こども園）、地域型保育事業の種類（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）</li> <li>・名称、所在地等</li> <li>・施設設備の状況（居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況）</li> <li>・職員の状況（職種ごとの職員数、免許の有無、常勤・非常勤、勤続年数・経験年数等）</li> <li>・職員1人当たりの子ども数</li> <li>・利用定員、学級数、在籍子ども数</li> <li>・開所時間等            など</li> </ul>
運営情報		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設、事業の運営方針</li> <li>・教育・保育の内容・特徴</li> <li>・選考基準</li> <li>・給食の実施状況</li> <li>・相談、苦情等の対応のための取組状況</li> <li>・自己評価等の結果</li> <li>・事故発生時の対応    など</li> </ul>

## 幼保連携型認定こども園について

	主な内容
設置主体	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 ※既存の附則6条園の設置者が幼保連携型認定こども園を設置する場合の経過措置あり
認可主体等	都道府県知事（公立）届出（私立）認可 大都市（指定都市・中核市）に権限を移譲 指定都市・中核市が認可をする場合、市長は、あらかじめ、都道府県知事との協議を行う。 ※欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可を行う。
監督	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
審議会の意見聴取	（公立）事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取 （私立）設置認可、認可の取消し、事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取
所管・教育委員会の関与	公立・私立を問わず、地方公共団体の長が一体的に所管 （公立）地方公共団体の長が事務を管理・執行するに当たり教育委員会の意見を聴く等の関与 （公立・私立）知事は、必要と認めるとき、教育委員会に助言・援助を求めることができる
設置基準	「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」を定める。 <small>※学校としての基準（学級担任制、面積基準等）と児童福祉施設としての基準（人員配置基準、給食の実施等）について、より高い水準を引き継ぐことを基本的考え方として新たな基準を設定。（既存施設からの移行に関し、設備についての移行特例を設ける）</small>
教育・保育内容の基準	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を定める。 <small>※幼保連携型以外の類型の認定こども園（幼稚園型・保育所型・地方裁量型）についても、当該基準を踏まえて幼児期の学校教育・保育を行わなければならない。</small>
配置職員	園長、保育教諭 <sup>(※)</sup> 、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 → 必置 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭等 → 任意配置 <small>※保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則（施行後5年間の経過措置あり。免許・資格の併有促進のための経過措置も実施）</small>

	(続き)
公立の職員の身分	(公立)基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員としての取扱い
研修	(公立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)、研修機会の付与、職専免研修等 (私立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)
政治的行為の制限	(公立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項) [教員]国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体内外にかかわらず制限) (私立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項)
評価・情報公開	自己評価 → 義務 関係者評価・第三者評価 → 努力義務
保健	保健計画策定、保健室設置、健康診断、出席停止制度、臨時休業制度
災害共済給付	対象とする
名称使用制限	幼保連携型認定こども園以外の施設が「幼保連携型認定こども園」という名称又は紛らわしい名称を用いてはならない
税制	現行の幼稚園・保育所と同等の税制措置

(主な経過措置等)

- ・ 現行の幼保連携型認定こども園について、新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなす。
- ・ 新法の施行前までに学校法人以外で私立幼稚園を設置する者については、当分の間、一定の要件を満たせば、その設置する私立幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置することができる。
- ・ 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者には、施行後5年間に限り保育教諭となることができる。
- ・ 施行後5年間に限り、幼稚園教諭免許状と保育士資格の取得要件を緩和する特例制度を設けている。
- ・ 既存の幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行した場合、その幼保連携型認定こども園の名称中に「幼稚園」という文字を用いることができる。
- ・ その他の関係法令の適用についても、現行の幼稚園、保育所及び認定こども園からの円滑な移行に配慮して、関係規定を整理する。
- ・ 幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化を含め、その在り方について検討する。

## 新たな幼保連携型認定こども園の認可基準イメージ

### 1. 基本的な考え方

- 学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とする。
- 既存施設(幼稚園、保育所、認定こども園)からの円滑な移行を確保するため、設備に限り、一定の移行特例を設ける。なお、法施行までに認定を受けた幼保連携型認定こども園については、みなし認定となり、設備について、現行基準を適用する。

### 2. 設置パターン別の基準案

施設の設定パターン	基本的考え方	主な基準案
(新設)のパターン 新規に新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合	・ 幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐ。	<p>(学級編制・職員配置基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編制し、専任の保育教諭を1人配置。</li> <li>・ 職員配置基準は、4・5歳児30:1、3歳児20:1(*)、1・2歳児6:1、乳児3:1 * 質の改善事項として、公定価格において3歳児20:1→15:1への配置改善を実施 ※配置数には、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有する副園長・教頭を含む(経過措置を設ける)。</li> </ul> <p>(園長等の資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として、教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者</li> <li>・ ただし、これと同等の資質を有する者も認める。(設置者が判断する際の指針を示す)</li> </ul> <p>(園舎・保育室等の面積)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満3歳以上の園舎面積は幼稚園基準(3学級420㎡、1学級につき100㎡増)</li> <li>・ 居室・教室面積は、保育所基準(1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人)</li> </ul> <p>(園庭(屋外遊戯場、運動場)の設置)※名称は「園庭」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は、①と②の合計面積 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 満2歳の子どものために保育所基準(3.3㎡/人)</li> <li>② 満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準(3学級400㎡、1学級につき80㎡増)と保育所基準のいずれか大きい方</li> </ul> </li> <li>※代替地は面積算入せず。一定条件を満たす屋上は例外的に算入可とする。</li> </ul> <p>(食事の提供、調理室の設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号子ども(1号子どもへの提供は園の判断)。</li> <li>・ 原則自園調理。満3歳以上は現行の保育所と同じ要件により外部搬入可。</li> </ul>

施設の設定パターン	基本的考え方	主な基準案
<p>【既存の幼稚園・保育所からの移行】のパターン</p> <p>既設の幼稚園(幼稚園型認定こども園)又は保育所(保育所型認定こども園)を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合</p>	<p>・適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、「設備」に関して、移行特例を設ける。</p> <p>・確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表し、努力義務を実質的に促す。</p> <p>・施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討。</p>	<p>〈園舎面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所からの移行の場合→保育所基準(1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人)で可。</li> <li>・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準(3学級420㎡、1学級につき100㎡増)で可。</li> </ul> <p>〈園庭の設置・面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所からの移行の場合→保育所基準(満2歳以上3.3㎡/人)で可。</li> <li>・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準(3学級400㎡、1学級につき80㎡増)で可。</li> </ul> <p>〈園庭の設置・面積(代替地・屋上)〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満2歳の子どもの必要面積に限り、一定要件のもと、代替地・屋上の算入可。</li> </ul>
<p>【現行の幼保連携型認定こども園からの移行】のパターン</p> <p>法律上新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合</p>	<p>・新たな基準に適合するよう努めることを前提に、「設備」に関して、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置(法律の附則)</p>	<p>・職員配置に関して、現行の幼保連携型認定こども園の配置基準(1号子どもは35:1、2号・3号子どもは年齢別配置基準)によることを認める。</p> <p>・設備に関して、現行の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める。(学級編制、運営などについては、新設と同じ基準)</p>

## 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の策定について

### 策定の趣旨

○全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、改正後の認定こども園法第10条に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他教育及び保育の内容に関する基準として策定



中央教育審議会教育課程部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議で検討  
《平成26年1月16日の第5回会議で策定の方向性について報告》

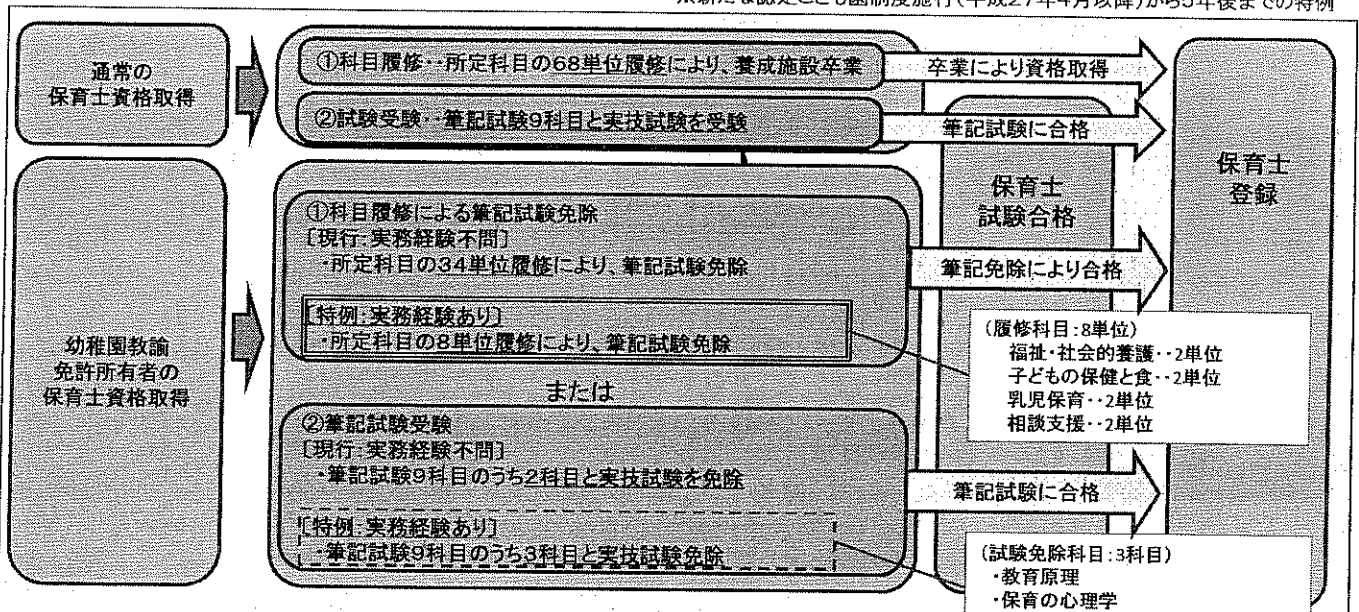
### 策定に当たっての基本的考え方

- 幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性を確保
  - ※教育の内容については、現行の幼稚園教育要領の内容を基本に策定  
《健康・人間関係・環境・言葉・表現の5領域を維持し、ねらい・内容・内容の取扱いで構成》
  - ※保育の内容については現行の保育所保育指針の内容を基本に策定  
《養護のねらいや内容、乳児・3歳未満児の保育の配慮事項について規定》
- 小学校における教育との円滑な接続に配慮
  - ※乳幼児期にふさわしい生活を通じ、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う
- 認定こども園として特に配慮すべき事項を考慮
  - ※入園時期や在園時間の違い等に配慮し、生活の連続性や生活リズムの多様性に配慮した教育及び保育を実施

## 保育士資格の取得の特例の概要

- 幼稚園教諭免許・保育士資格の併有を促進するために、実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得について、履修科目・試験科目を軽減する特例を設ける。

※保育所で働く保育士の75%が幼稚園教諭免許を併有  
※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年後までの特例



- 特例適用には、以下の施設における3年かつ4、320時間の勤務経験が必要  
〔6時間×20日×3年(36か月)＝4、320時間〕

・幼稚園、認定こども園、保育所、特別支援学校幼稚部、へき地保育所、認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準を満たし、一定規模の集団により、継続的に保育を行う施設)、幼稚園併設型認可外保育施設

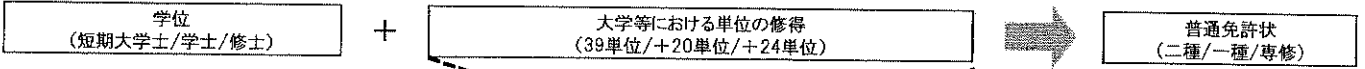
## 幼稚園免許状取得の特例の概要

**【目的】**

- 保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進する。 ※保育所に勤務する保育士の幼稚園教諭免許の併有状況:76%

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年間の特例  
※保育士資格の特例については厚生労働省において検討

【通例:大学の教職課程を履修して免許状を取得する場合】



**【今回の特例措置】**(「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議」にて検討)



※学士の学位を有する場合:一種免許状  
※短期大学士、専門学校卒の場合:二種免許状

3年 かつ 4, 320時間

ただし、以下の施設における勤務に限る。

認定こども園、認可保育所、幼稚園併設型認可外保育施設、へき地保育所、「認可外指導監督基準」を満たす認可外保育施設

- 【メルクマール】
- ①保育所保育指針に基づき教育・保育を実施していること
  - ②小学校就学前の幼児を対象としていること
  - ③一定規模の集団により継続的に教育・保育を行うことを目的としていること
  - ④上記①～③を担保する行政監督(許認可等)の仕組みがあること

8単位

- (内訳)
- ・教職の意義及び教員の役割 } 2単位
  - ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) } 2単位
  - ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 } 2単位
  - ・教育課程の意義及び編成の方法 } 1単位
  - ・保育内容の指導法、教育の方法及び技術 } 2単位
  - ・幼児理解の理論及び方法 } 1単位

## 地域型保育事業の認可基準について

### 小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

#### <主な認可基準>

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳~2歳児 いずれも1人3.3㎡
	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

- ※ 小規模保育事業については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

44

### 家庭的保育事業等の認可基準について

- 家庭的保育事業等については、現行の事業からの移行や、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、基準を設定する。

#### <主な認可基準>

		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員	職員数	0~2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0~2歳児 1:1
	資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) *市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者		必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳~2歳児 1人当たり3.3㎡	定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	—
	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	—

- ※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

45

## 利用者支援事業について

### 事業の目的

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援。

### 主な事業内容

#### ○総合的な利用者支援

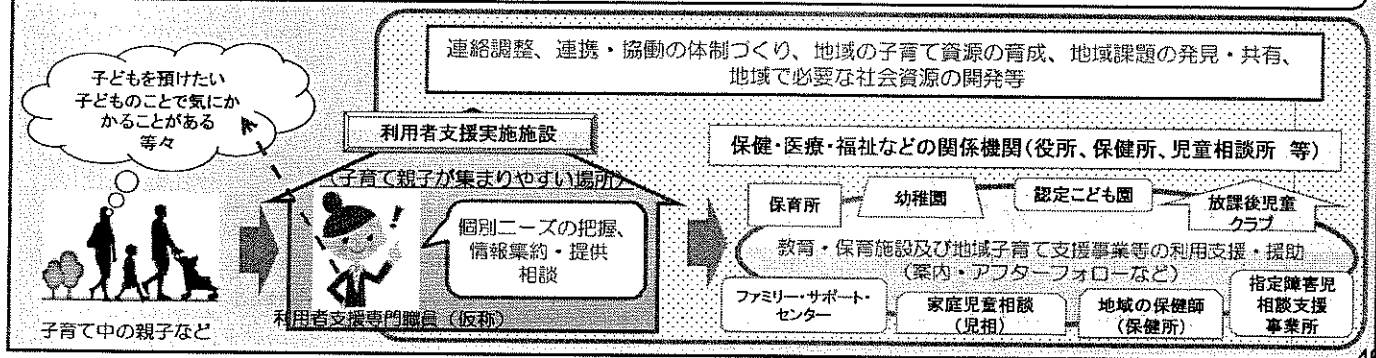
子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

#### ○地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域に必要な社会資源の開発等

いずれかの類型を選択して実施。

- ① 「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態  
(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用。) (例：地域子育て支援拠点事業で実施の「地域機能強化型」)
- ② 「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については、行政がその機能を果たす。  
(主として、行政機関の窓口等を活用。) (例：横浜市「保育コンシェルジュ事業」)



## 一時預かり事業について

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業について、事業の普及を図るため下記のとおり事業類型等を見直し、①一般型(基幹型加算)、②余裕活用品型、③幼稚園型、④訪問型に再編する。

### 現状

#### 保育所型・地域密着型(法定事業)

保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。  
省令の基準に従って実施し、保育士の数は2名以上。

#### 地域密着Ⅱ型(予算事業)

地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。  
省令の基準に準じて実施し、担当者の数は2名以上。(保育士1名以上)

#### ①基幹型加算(継続)

休日等の開所、及び1日9時間以上の開所を行う施設に加算。

#### 幼稚園における預かり保育

(私立は私学助成、公立は一般財源)

### H26【保育緊急確保事業】

#### ①一般型(現行事業の後継)

小規模な施設が多いことを踏まえ、保育所等の職員の支援を受けられる場合には、担当保育士(※1)を1人以上。  
※1 平均利用児童数が少ない場合、家庭的保育者で可。  
※2 保育従事者は2分の1以上を保育士とし、保育士以外は一定の研修を受けた者。  
※3 現行の地域密着Ⅱ型は、当分の間、事業継続可。(経過措置)

#### ②余裕活用品型(新規)

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業を実施。

### H27【新制度施行】

#### ③幼稚園型(幼稚園における預かり保育の後継)

現行の幼稚園における預かり保育と同様、園児を主な対象として実施。

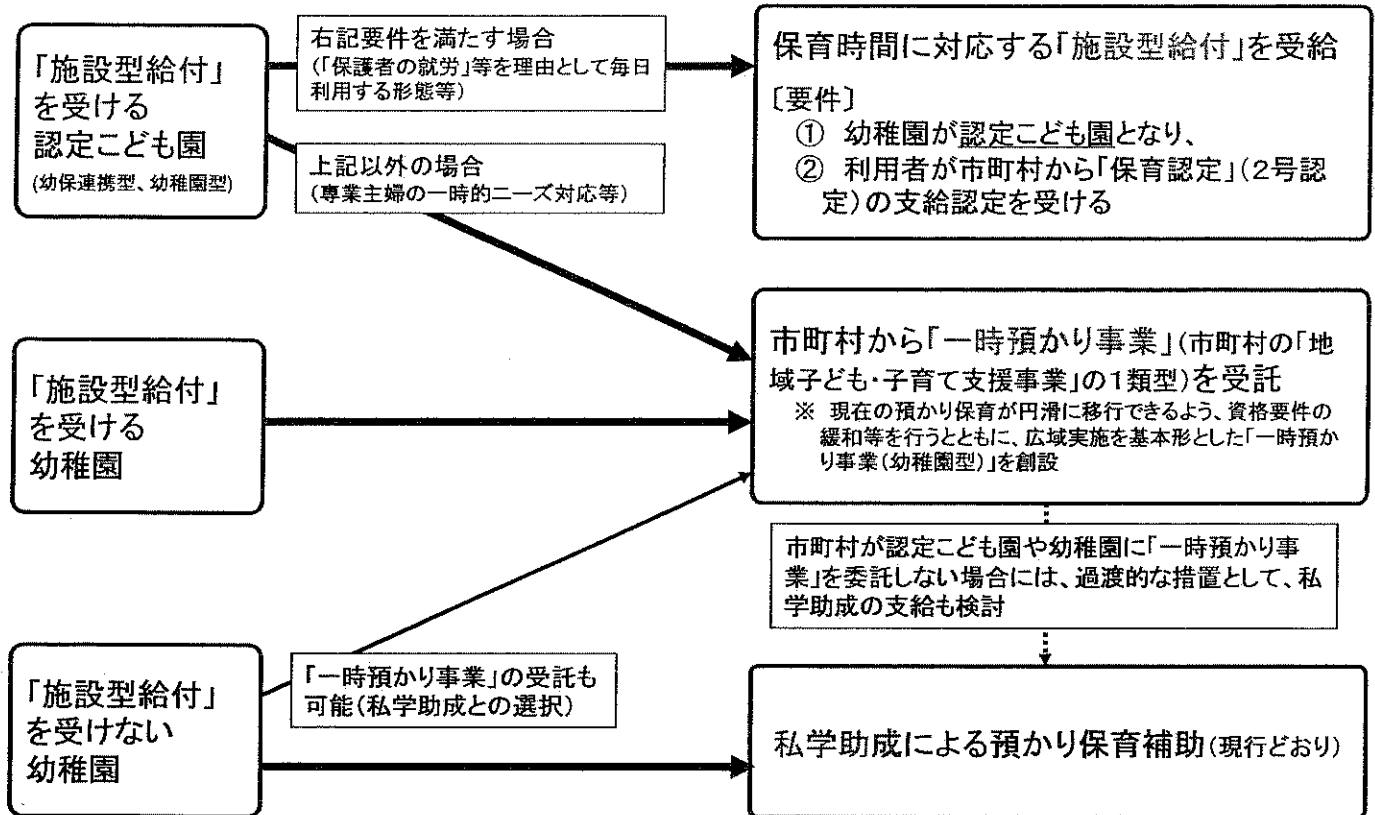
#### ④訪問型(新規)

児童の居宅において一時預かりを実施。

※ 平成26年度以降の各類型の名称については仮称。



# 幼稚園の「預かり保育」の新制度における取扱い



(注)私学助成を受けることができるのは、原則として、学校法人立の私立幼稚園に限られる。

## 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書の概要 (平成25年12月25日)

### 経緯

- ・昨年8月の児童福祉法一部改正により、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとされた。(改正後の児童福祉法第34条の8の2)
- ・本年5月、社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」を設置し、省令で定める設備及び運営に関する基準について審議のうえ、12月25日に報告書が公表された。
- ・今後、同報告書を踏まえ、省令基準を策定する。

### 報告書の概要

- 1. 従事する者【従うべき基準】**
  - 資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項に該当する「児童の遊びを指導する者」であって、研修を受講した者とするのが適当。(一定の経過措置等についても検討)
- 2. 員数【従うべき基準】**
  - 職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とするのが適当。
- 3. 児童の集団の規模【参酌すべき基準】**
  - 児童の集団の規模はおおむね40人までとするのが適当。  
※児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営することや、1つのクラブの中で複数の集団に分けて対応するよう努めることとし、国としてもおおむね40人規模のクラブへの移行を支援していくことが必要。
- 4. 施設・設備【参酌すべき基準】**
  - 専用室は児童の生活の場としての機能が十分に確保され、事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋と捉え、面積は「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とするのが適当。
- 5. 開所日数・開所時間【参酌すべき基準】**
  - 開所日数については、年間250日以上を原則とし、開所時間については、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、それぞれ地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めるものとするのが適当。
- 6. その他の基準【参酌すべき基準】**
  - 「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「保護者・小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等について省令上に定めるのが適当。
- 7. その他(基準以外の事項)**
  - 市町村は、定員や待機児童の状況等を一元的に把握し、必要に応じ、利用についてのあっせん・調整等を行っていくことが必要。
  - 利用ニーズの増加に対して優先順位を付けて対応する場合の考え方としては、「ひとり親家庭の児童」、「障害のある児童」、「低学年の児童」など発達の見地から配慮が必要と考えられる児童」などが考えられる。

## 公定価格について

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。

※私立保育所に対しては、委託費として支払う。

- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。

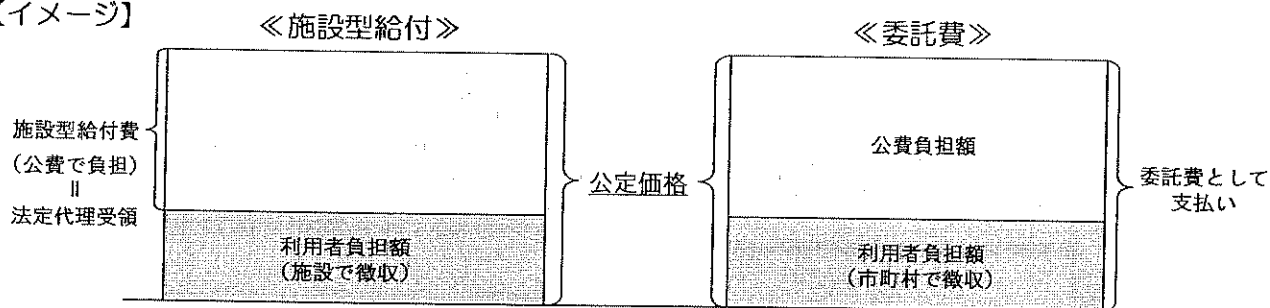
（子ども子育て支援法27条、29条等）

$$\text{「給付費」} = \text{「公定価格」} - \text{「利用者負担額」}$$

※この基本構造は委託費も同様。

※市町村が定める利用者負担額のほか、実費徴収（通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等）、それ以外の上乗せ徴収（教育・保育の質の向上を図るための費用。事前説明・同意を要する）が可能。

### 【イメージ】



## 公定価格の骨格（全体イメージ）

- 幼稚園、保育所、認定こども園の認可基準等を基に、現行の私学助成・保育所運営費等により実施している施設等の運営の実態等を踏まえた上で、「質の改善」を反映し、骨格を設定。（これを基に5月頃に仮単価として提示）
- 本資料は、消費増税分から充当される「0.7兆円」程度の財源を前提として実施される質の改善項目を基に作成。質の改善項目等に必要な1兆円超の財源のうち残りの0.3兆円超の財源については、引き続き予算編成過程で確保に取り組むものであり、財源の確保と合わせて本資料の質の改善項目についても更なる充実が図られていくことになる。

#### 基本額（1人当たりの単価）

- ▶ 共通要素①：地域区分別（7区分）、利用定員別（17区分等）、認定区分、年齢別、保育必要量別（2号・3号）
- ▶ 共通要素②：人件費、事業費、管理費

#### 各種加算等

- ▶ 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

#### <教育標準時間（1号）認定>

※赤字下線部分は「質の改善」による事項

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	教育標準時間
□/100 地域	□□人 ~ △△人	1号	4歳以上児(30:1)	円
			3歳児(20:1)	円

※事務職員(2日分)追加

主な加算(例)	
職員配置加算(3歳児)	円
主幹教諭等専任加算	円
(十子育て支援活動費)	円
処遇改善等加算	+__%(加算率・3%充実)
小学校接続加算	円
第三者評価受審加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

#### <保育標準時間・短時間（2号・3号）認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
□/100 地域	□□人 ~ △△人	2号	4歳以上児(30:1)	円	円
			3歳児(20:1)	円	円
		3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円

※保育標準時間：保育士1人、非常勤保育士1人(3時間)追加

※研修代替要員費を追加

主な加算(例)	
職員配置加算(3歳児)	円
主任保育士専任加算	円
(十子育て支援活動費)	円
処遇改善等加算	+__%(加算率・3%充実)
小学校接続加算	円
第三者評価受審加算	円
減価償却費等加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

## 教育標準時間(1号)認定に係る公定価格の基本構造イメージ

※幼稚園の場合

### 現行水準ベース

#### 基本額

- >人件費 【教諭の配置基準】
 

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
- ・園長
  - ・教諭(年齢別学級編制確保分含む)
  - ・学校職員
  - ・非常勤職員(学校医、歯科医、薬剤師の嘱託等)雇上費
- >管理費
- ・事務管理費、保健衛生費、減価償却費、補修費、苦情解決対策費等
- >事業費
- ・教材費等

#### 加算額

- >主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
- ・満3歳児(x)の教諭配置加算(6:1)
  - ・副園長、教頭配置加算(教諭との給与差額)
  - ・チーム保育加算
  - ・通園送迎、給食実施加算(人件費(業務委託)分)
  - ・処遇改善等加算
- >主に管理費
- <事業の実施状況に応じて加算>
- ・外部監査費加算(公認会計士等による財務諸表監査)
  - ・施設機能強化推進費加算
- <幼稚園等の所在地域に応じて加算>
- ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算
- 等

#### 調整

- >配置基準を満たさない場合(経過措置) 等

※「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより幼稚園に入園する幼児をいう。

### 質の改善ベース

#### 基本額に組み込むことが想定されるもの

- >人件費
- 事務負担への対応
  - ・保育料徴収等を実施する事務職員(非常勤)を追加配置(週2日)

#### 加算により対応することが想定されるもの

- >主に人件費
- 職員配置の改善
    - ・3歳児の配置改善(20:1→15:1)
  - 職員処遇の改善(+3%)
    - ・処遇改善等加算を充実
  - 地域の子育て支援・療育支援
    - ・主幹教諭等を専任化するための職員を加配
    - ・療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
    - ・子育て支援に係る事務経費
  - 栄養士の配置(嘱託)
- >主に管理費
- 小学校との接続改善(保幼小連携)
  - 第三者評価の受審費用

## 保育標準時間・短時間(2号・3号)認定に係る公定価格の基本構造イメージ

※保育所の場合

### 現行水準ベース

#### 基本額

- >人件費 【保育士の配置基準】
 

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
1・2歳児	6:1
0歳児	3:1
- ・保育士
  - ・調理員
  - ・非常勤職員(嘱託医等)雇上費
- >管理費
- ・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- >事業費
- ・給食材料費、保育材料費等

#### 加算額

- >主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
- ・所長設置加算
  - ・事務職員雇上費加算
  - ・主任保育士専任加算
  - ・夜間保育加算
  - ・処遇改善等加算
  - ・入所児童処遇特別加算
- >主に管理費
- <事業の実施状況に応じて加算>
- ・施設機能強化推進費
- <保育所等の所在地域に応じて加算>
- ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

#### 調整

- >常態的に土曜日閉所する場合 等

### 質の改善ベース

#### 基本額に組み込むことが想定されるもの

- >人件費
- 保育認定の2区分に応じた対応
  - ・保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加
  - 研修の充実
    - ・研修機会確保のための代替要員費を追加

#### 加算により対応することが想定されるもの

- >主に人件費
- 職員配置の改善
    - ・3歳児の配置改善(20:1→15:1)
  - 職員処遇の改善(+3%)
    - ・処遇改善等加算を充実
  - 休日保育の充実
    - ・担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
  - 地域の子育て支援・療育支援
    - ・療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
    - ・子育て支援に係る事務経費
  - 栄養士の配置(嘱託)
- >主に管理費
- 減価償却費、賃借料等への対応
  - 小学校との接続改善(保幼小連携)
  - 第三者評価の受審費用

## 認定こども園に関する公定価格の骨格(全体イメージ)

○ 認定こども園の認可基準等を基に、「質の改善」を反映した上で、教育標準時間(1号)、保育標準時間・短時間(2号)において対応する費用を整理・振り分けを行い、骨格を設定。

**基本額 (1人当たりの単価)**

- > 共通要素①: 地域区分別(7区分)、利用定員別(18区分)、認定区分、年齢別、保育必要量別(2号・3号)
- > 共通要素②: 人件費、事業費、管理費

**各種加算等**

> 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

※赤字下線部分は「質の改善」による事項

### <教育標準時間(1号)認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	教育標準時間
□/100 地域	□□人 ~ △△人	1号	4歳以上児(30:1)	円
			3歳児(20:1)	円

主な加算(例)	
職員配置加算(3歳児) 処遇改善等加算 小学校接続加算 第三者評価受審加算 減価償却費等加算 除雪費加算 降灰除去費加算	+__%(加算率・3%充実) 円 円 円 円 円 円

### <保育標準時間・短時間(2号・3号)認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
□/100 地域	□□人 ~ △△人	2号	4歳以上児(30:1)	円	円
			3歳児(20:1)	円	円
		3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円

※保育標準時間:保育士1人、非常勤保育士1人(3時間)追加(2・3号のみ)

※研修代替要員費を追加(2・3号のみ)

※事務職員(2日分)追加(共通)

※主幹保育教諭等専任化、子育て支援活動費を追加(共通)

## 認定こども園に係る公定価格の基本構造イメージ

※下線部については、施設内で重複等が発生しないように施設全体に振り分け、1号定員と2・3号定員で等分して積算

- ・青字: 幼稚園と共通の項目
- ・赤字: 保育所と共通の項目
- ・黒字: 幼稚園及び保育所と共通の項目

現行水準ベース	質の改善ベース								
<p style="text-align: center;"><b>基本額</b> 【保育教諭の配置基準】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>4歳以上児</td> <td>30:1</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20:1</td> </tr> <tr> <td>1・2歳児</td> <td>6:1</td> </tr> <tr> <td>0歳児</td> <td>3:1</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 人件費                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・園長</li> <li>・保育教諭(年齢別学級編制確保分含む)</li> <li>・調理員、学校職員</li> <li>・非常勤職員(学校医、歯科医、薬剤師の嘱託等)雇上費</li> </ul> </li> <li>&gt; 管理費                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等</li> </ul> </li> <li>&gt; 事業費                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食材料費、教材費等</li> </ul> </li> </ul>	4歳以上児	30:1	3歳児	20:1	1・2歳児	6:1	0歳児	3:1	<p style="text-align: center;"><b>基本額に組み込むことが想定されるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 人件費                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 保育認定の2区分に応じた対応</li> <li>・ 保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加</li> <li>□ 研修の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修機会確保のための代替要員費を追加</li> </ul> </li> <li>□ 地域の子育て支援・療育支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主幹保育教諭等を専任化するための職員を加配 ※認定こども園では実施義務</li> <li>・ 子育て支援に係る事務経費</li> </ul> </li> <li>□ 事務負担への対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育料徴収等を実施する事務職員(非常勤)を追加配置(週2日)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
4歳以上児	30:1								
3歳児	20:1								
1・2歳児	6:1								
0歳児	3:1								
<p style="text-align: center;"><b>加算額</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満3歳児(*)の教諭配置加算(6:1)</li> <li>・ 副園長、教頭配置加算(教諭との給与差額)</li> <li>・ チーム保育加配加算</li> <li>・ 通園送迎、給食実施加算</li> <li>・ 夜間保育加算</li> <li>・ 入所児童処遇特別加算</li> <li>・ 処遇改善等加算</li> </ul> </li> <li>&gt; 主に管理費                     <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 事業の実施状況に応じて加算 &gt;                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部監査費加算(公認会計士等による財務諸表監査)</li> <li>・ 施設機能強化推進費</li> </ul> </li> <li>&lt; 所在地域に応じて加算 &gt;                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算 等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>加算により対応することが想定されるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 主に人件費                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 職員配置の改善                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3歳児の配置改善(20:1→15:1)</li> </ul> </li> <li>□ 職員処遇の改善(+3%)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処遇改善等加算を充実</li> </ul> </li> <li>□ 休日保育の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)</li> </ul> </li> <li>□ 地域の子育て支援・療育支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 療育支援を補助する職員(非常勤)を加配</li> </ul> </li> <li>□ 栄養士の配置(嘱託)</li> </ul> </li> <li>&gt; 主に管理費                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 減価償却費、賃借料等への対応</li> <li>□ 小学校との接続改善(保幼小連携)</li> <li>□ 第三者評価の受審費用</li> </ul> </li> </ul>								
<p style="text-align: center;"><b>調整</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 常態的に土曜日閉所する場合</li> <li>&gt; 配置基準を満たさない場合(経過措置) 等</li> </ul>									

※「満3歳児」は、1号子どもで、当該年度中に満3歳に達することにより認定こども園に入園する幼児をいう。

## 公定価格の骨格(地域型保育事業・全体イメージ)

### 基本額(1人当たりの単価)

- 共通要素①: 地域区分別(7区分)、利用定員別、認定区分、年齢別、保育必要量別(2号・3号)
- 共通要素②: 人件費、事業費、管理費

※事業所内保育事業: 8区分、小規模型保育事業: 2区分、家庭的保育・居宅訪問型保育: なし

### 各種加算等

- 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

### <保育標準時間・短時間(2号・3号)認定>

※赤字下線部分は「質の改善」による事項

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
□/100 地域	□□人 ~ △△人	3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円

注: 小規模保育A型・B型(事業所内保育の小規模型)

※連携施設の経費を追加(加算による対応もあり)

※研修代替要員費を追加(加算による対応もあり)

主な加算(例)	
保育士比率向上加算	円
障害児受入加算	円
処遇改善等加算	+ % (加算率・3%充実)
第三者評価受審加算	円
減価償却費等加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

### <参考>各事業の職員配置基準

小規模型保育			家庭的保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
A型	B型	C型			
保育士	保育士、保育士以外の保育従事者	家庭的保育者(+家庭的保育補助者)	家庭的保育者(+家庭的保育補助者)	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育(A・B型)と同様	居宅訪問型保育者
1・2歳児 3:1 0歳児 6:1	A型と同様 1/2以上は保育士	3:1 ※補助者を置く場合は5:2	3:1 ※補助者を置く場合は5:2		1:1

56

## 小規模保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

### 現行水準ベース

#### 基本額

- 人件費
  - 保育従事者(保育士、家庭的保育者等)
  - 非常勤職員(調理員、事務職員、嘱託医等)雇上費
- 管理費
  - 事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
  - 給食材料費、保育材料費等

#### 加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
  - 管理者設置加算※ ※管理者を設置する場合、事務職員との重複は調整
  - 保育士比率向上加算
  - 夜間保育加算
  - 処遇改善等加算
- 主に管理費
  - <事業の実施状況に応じて加算>
    - 施設機能強化推進費
  - <保育所等の所在地域に応じて加算>
    - 冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

#### 調整

- 常態的に土曜日閉所する場合
- 給食を提供しない場合(経過措置)
- 連携施設を設定しない場合(経過措置)

等

### 質の改善ベース

#### 基本額に組み込むことが想定されるもの

- 人件費
  - 小規模保育の体制強化
    - 認可保育所の配置基準上の定数の他に保育士1人を配置
  - 保育認定の2区分に応じた対応 ※保育所の基準+1人となっていることから、延長保育基本分に相当する分については調整が必要
  - 研修の充実
    - 研修機会確保のための代替要員費を追加
- 管理費
  - 小規模保育の体制強化
    - 連携施設に係る経費

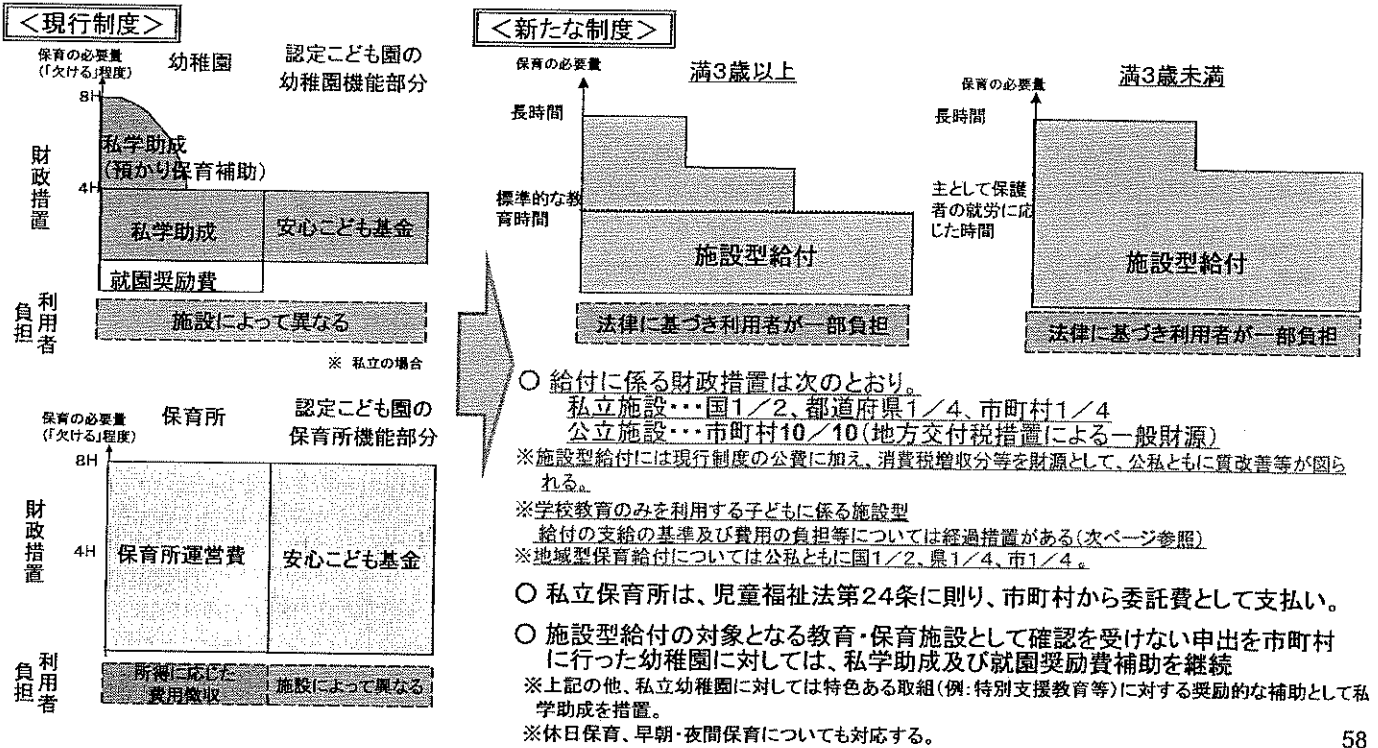
#### 加算により対応することが想定されるもの

- 主に人件費
  - 職員処遇の改善(+3%)
    - 処遇改善等加算を充実
  - 休日保育の充実
    - 担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
  - 障害児保育加算
    - 障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な子ども2人に保育士等1人を加配
  - 栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
  - 減価償却費、賃借料等への対応
  - 第三者評価の受審費用

5

## 施設型給付の構造

- 施設型給付については、次のような給付構成を基本とする。
- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
  - b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付



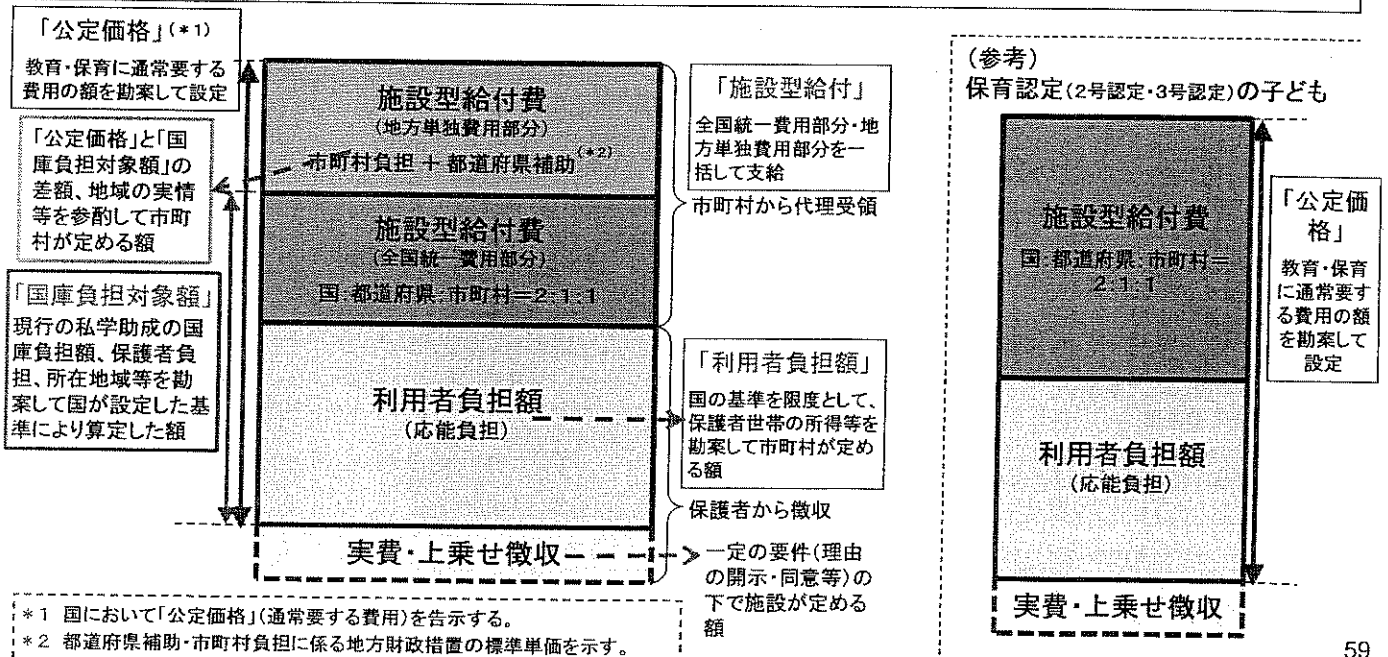
## 教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付の構造 (公定価格及び利用者負担)

- 教育標準時間認定(1号認定)の子どもに係る施設型給付については、幼稚園に係る現在の国・地方の費用負担状況や都道府県間のばらつきを踏まえ、円滑な移行のために、当分の間、全国統一費用部分(義務的経費)と地方単独費用部分(裁量的経費)を組み合わせる施設型給付として一体的に支給することとされている。(子ども・子育て支援法附則9条)

「施設型給付費」≡「公定価格」(通常要する費用) - 「利用者負担額」(応能負担)

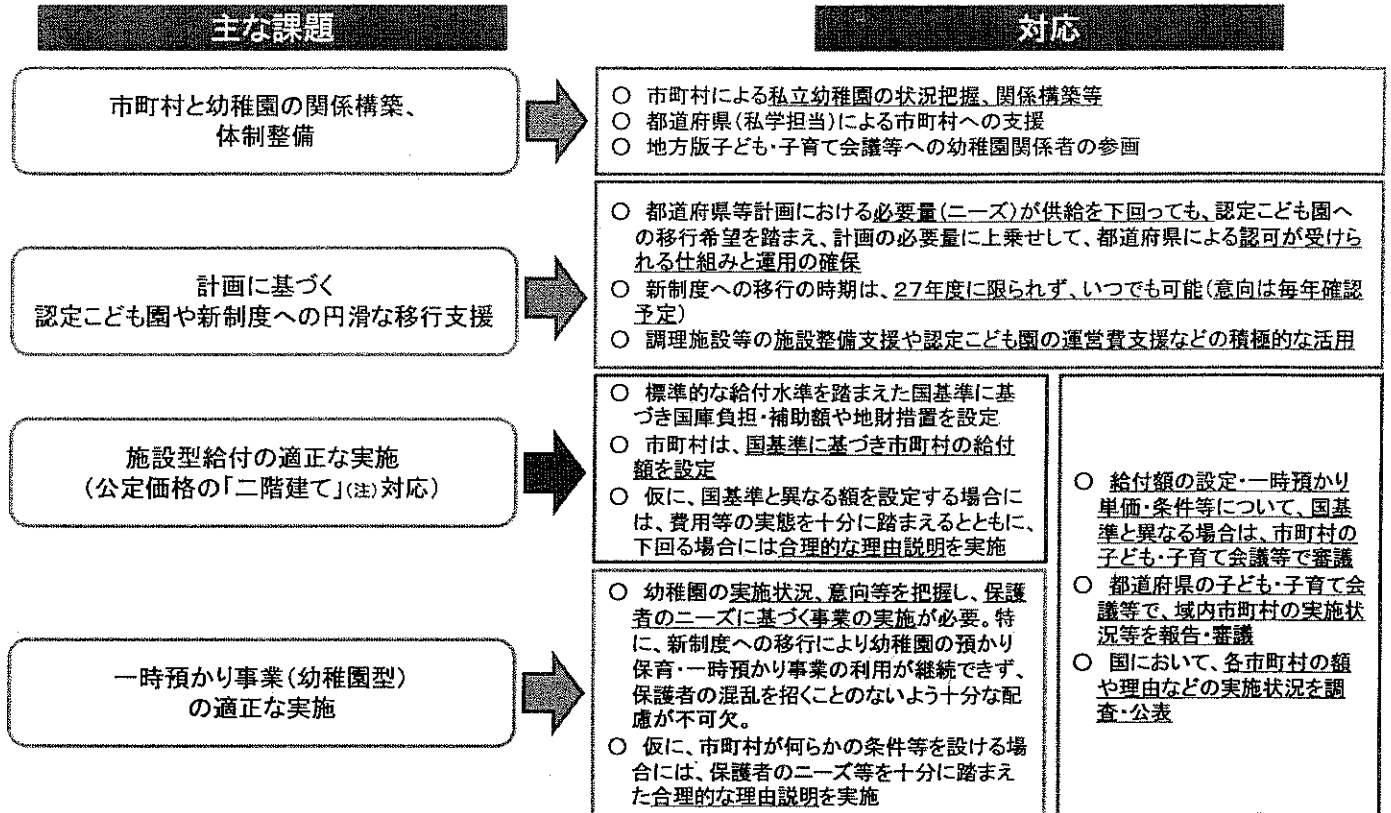
うち 「施設型給付費」(全国統一費用部分) = 「国庫負担対象額」 - 「利用者負担額」

「施設型給付費」(地方単独費用部分) ≡ 「公定価格」 - 「国庫負担対象額」



# 私立幼稚園の新制度への円滑移行について

私立幼稚園が、市町村が実施主体である新制度に円滑に移行できるよう、以下の事項に留意して対応



(注)教育標準時間認定子ども(1号認定子ども)に係る施設型給付費の額は、当分の間、市町村が定めることとされ、その財源構成は、国及び都道府県が3/4を負担する「一階部分」と、都道府県が一定割合を補助する「二階部分」に分かれる。

## 利用者負担に関する論点について

### 1. 新制度における利用者負担の構造

- 新制度における利用者負担については、法律上、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園、保育所の利用者負担の水準を基に、具体的な水準を検討する。

※参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会・附帯決議

・施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮するものとする。

- 最終的な利用者負担の額については、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定める必要があることから、新制度の円滑な施行に向けて、公定価格の議論に合わせて、国として定める水準を検討する必要。

※ 公定価格と同様、国として定める水準については、最終的に平成27年度予算編成を経て決定するが、新制度を円滑に施行するため、国が定める水準を早期に固め、平成26年度の早い時期には示していく必要がある。

### 2. 利用者負担の検討について

- 利用者負担の検討に当たっては、以下の要素を基に、これまでの議論で整理された内容、国会における附帯決議、幼児教育無償化等との関係を踏まえて検討することが必要。
  - ・ 教育標準時間認定を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮して、また、保育認定を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮して、それぞれ利用者負担を検討。
  - ・ その際、両者の整合性の確保に配慮。
  - ・ また、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付けとなることから、私立施設の保育料設定をベースとして検討。

## 教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ

・ 現行の利用者負担の水準を基本。  
 ※ ( ) 内は、幼稚園就園奨励費の平成26年度予算の内容を反映させた場合の額

階層区分	推定年収	現行の保育料	
		公立	私立
①生活保護世帯		4,900円 (0円)	6,600円 (0円)
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	~270万円	4,900円	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	~360万円	6,600円	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	~680万円	6,600円	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,200円以上	680万円~	6,600円	25,700円

階層区分	利用者負担	
	公立	私立
①		
②		
③		
④		
⑤		

(保育認定を受けた子ども(満3歳以上)の利用者負担との整合性を考慮)  
 現行の負担水準を基本

※②~⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

※現行の保育料：実際の保育料等の平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

※①~⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ただし、給付単価を限度とする。

## 保育認定を受けた子ども(満3歳以上)の利用者負担のイメージ

・ 保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは保育標準時間認定を受けた子どもの約98.3%(▲1.7%)を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯		0円
②市町村民税非課税世帯	~260万円	6,000円
③市町村民税課税世帯	~330万円	16,500円
④所得税額 40,000円未満	~470万円	27,000円 (保育単価限度)
⑤所得税額 103,000円未満	~640万円	41,500円 (保育単価限度)
⑥所得税額 413,000円未満	~930万円	58,000円 (保育単価限度)
⑦所得税額 734,000円未満	~1130万円	77,000円 (保育単価限度)
⑧所得税額 734,000円以上	1130万円~	101,000円 (保育単価限度)

階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

(教育標準時間認定を受けた子どもとの整合性を考慮)  
 現行の保育制度の利用者負担を基本  
 保育標準時間認定を受けた子どもの負担額の約98.3%を基本に設定

※②~③：第1階層及び第4~第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

※④~⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

※①~⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ただし、給付単価を限度とする。



## 保育認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担のイメージ

・ 保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは保育標準時間認定を受けた子どもの約98.3%（▲1.7%）を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯		0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	9,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	19,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	30,000円
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	44,500円
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	61,000円
⑦所得税額734,000円未満	～1130万円	80,000円 (保育単価限度)
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	104,000円 (保育単価限度)



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①		
②	現行の保育制度の利用者負担を基本	保育標準時間認定を受けた子どもの負担額の約98.3%を基本に設定
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

②～③：第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

④～⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。

